



平成 21 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名： 株式会社レグス  
代 表 者 名： 代表取締役社長 内川 淳一郎  
( J A S D A Q ・ コード番号 4286 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名： 執行役員マネジメント部長 中矢 猛  
電 話： 03-3408-3090

## 内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 29 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 基本方針

当社は、次の経営理念・経営目的・経営指針を掲げグループ内の全ての役員及び従業員が職務を執行するにあたっての基本方針としております。

#### 経営理念

個人と会社の目標を一致させる  
社会に協調、社会に貢献

#### 経営目的

お客様に喜ばれる誠意あふれるサービスを適正な価格で提供し、  
社会、企業文化の進歩発展に貢献する  
常に高い目標と強い情熱を持ち、不断の改良改善を行い、  
従業員の成長と物心両面の幸福を追求する

#### 経営指針

顧客こそ、我々を成長させる最大の源である  
成長とは、常に改善し続けることである  
AND の才能が、永続的成長の条件である

毎日朝会時に全員でこれらを唱和しており、また代表取締役自らが全社員に対して「理念教育」とリーダーを対象とした「リーダーマネジメント教育」を実施しております。「理念教育」並びに「リーダーマネジメント教育」では、経営理念・経営目的・経営指針を文書化した「ルールブック」を使用し、役員及び従業員の一人一人が高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるよう、適正な業務執行のための体制を整備しております。

当社は、これらの経営理念・経営目的・経営指針の下、経営の透明性をより高めるためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠とし、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基き、コーポレート・ガバナンスの基礎的要件である内部統制の基本方針を以下のとおり定め、整備・運用・評価を推進しております。

- (1) 経営活動の目的達成のため、業務の有効性及び効率性を高めます
- (2) 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します
- (3) 経営活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進します
- (4) 資産の取得、使用及び処分が適正な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図っていきます
- (5) 上記の活動を支えるための IT 環境を整備・運用いたします

## **2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 全ての取締役及び従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるルールブックを策定し業務の運営を行うこととしております。
- (2) 当社は、会社としての不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、並びに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを定めております。

## **3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- (1) 情報の保存・管理に関して

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書又は電磁氣的媒体に適切に

記録・保存し、取締役・監査役・監査人等が閲覧可能な状態にて管理しております。必要に応じて、運用状況の検証及び規程の見直しを実施しております。

尚、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとしております。

#### (2) 情報の検索・閲覧の方法

職務執行情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載及び改定文書については社内に告知し周知徹底しております。当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。

#### (3) 文書・情報管理の監査

監査役は、主要な稟議書その他執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役・社員等に説明を求め、意見を述べております。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するため、週1回社長報告会と意思決定会議並びに月1回取締役会を行っております。これらの会議では、事業に関するリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告並びに協議を行っております。会社を取り巻くあらゆるリスクを取締役会・意思決定会議並びに顧問弁護士等を含め分析しております。

### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示に基づき、責任を持って執行に当たっております。
- (2) 当社は、毎年新年度開始前に事業方針発表会を開催し、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めた経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神並びに長期方針、中期方針、単年度方針を全取締役及び執行役員から全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化を図っております。
- (3) 予算統制に関しては、経営計画及び月次決算に基づいて、経営管理グループを事務局とした月次会議を毎月開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善及び向上を図っております。

## **6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 代表取締役社長を議長とする「グループ連結会議」を設け、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図っております。
- (2) 監査役は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しております。
- (3) グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行っております。

## **7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

## **8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしております。
- (2) 監査役は、子会社等を含む執行状況を把握するため、取締役会、グループ連結会議、意思決定会議、社長報告会の他、社内重要会議に出席をし、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役又は使用人にその説明を求められる体制を確保しております。
- (3) 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告しております。
- (4) 内部通報制度による社員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役社長への報告、是正処置、通報者の保護を行うこととしております。

## **9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、代表取締役社長の経営方針を確かめ会社が対処すべき課題、経営環境、リスク及び監査上の重要課題等について随時意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めております。

(2) 監査役は、監査法人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めております。

(3) 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めております。

#### 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

#### 11. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図っております。

以 上